

広島県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	山本 建文	
	住所	
施設名	住 所	呉市八幡町一 一番二一六〇 六号
	名 称	らいふマッ サージ治療 院呉店
施設所在地	名 称	院呉店
	所 在 地	呉市本通四丁目 七番三〇―三〇 二号
業務の種類	あん摩マツサ ージ	
指定年月日	平成二十四年二 月一三日	